

鳥羽市議会運営委員会会議録

令和6年2月28日

○出席委員（6名）

委員長 坂倉 広子
委員 山本 欽久
委員 南川 則之

副委員長 山本 哲也
委員 瀬崎 伸一
委員 尾崎 幹

○欠席委員（なし）

○出席説明者

・濱口総務課長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太
議事総務係 岡村 なぎさ
書記

次長兼 平山 智博
議事総務係長

(午前11時48分 再開)

○坂倉広子委員長 皆さん、本会議に引き続きお疲れさまです。

ただいまから議会運営委員会を再開いたします。

早速ですが、令和6年3月8日の会議に提出されます追加議案の概要について、総務課長の説明を求めます。
総務課長。

○濱口総務課長 総務課長の濱口です。よろしくお願いします。

貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

去る2月22日の議会運営委員会で提出議案等の説明のほうをさせていただいたところですが、議案上程の取り扱いにおきまして誤りがございましたので、その訂正とお詫びをさせていただきたいと思います。

また、訂正後の議案上程につきましてのほうも併せてご説明をさせていただきます。

令和6年3月8日会議提出議案一覧のほうをご覧ください。

追加上程の議案でございます。今回、議案修正をお願いする案件につきましては、まず二重線による見え消しで表記させていただきました部分でございます。

22日の議案説明におきましては、議案第68号から議案第71号まで介護保険関係の議案4件を上程する予定でございましたんですが、国からの準則等がまだ届いていないということもあり、条例改正の最終部分が整えませんでしたことから、取り下げのほうをさせていただくものでございます。

次に、議案第73号及び第74号として、ここにはちょっと載ってないんですが、海難事故に伴う和解及び損害賠償額を定めることについてという議案のほうを3件上程する予定でございましたんですが、これもその取り扱いにつきまして誤りがございました。

当初、3件の対象者が別々に個別にあったことから、それぞれの損害賠償案件として取り扱いのほうをしておったんですが、地方自治法の第180条第1項に規定をします、専決処分事項の第1号に規定する条項で、補償額の方が50万円以下でありましたことから、報告事項として議案上程を改めさせていただきたく、お願いをさせていただきたいと思います。

なお、それによりまして3月8日に追加上程をさせていただきます議案を第67号の次に、第68号として海難事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについてということに直させていただきたいと思います。

また、下の報告となっている部分なんですが、報告第9号、報告第10号といたしまして、専決処分した事件の報告について（海難事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）とするものでございます。

また、3月25日の会議に追加上程を予定しております議案につきましても、議案第69号といたしまして議案番号の方を改めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

大変申し訳ございませんでした。よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 総務課長の説明は終わりました。

次に、会議日程及び議案の取扱いについて、事務局長より説明をさせます。

事務局長。

○岩井事務局長 それでは、私のほうから3月8日の会議日程及び議案の取り扱いについてご説明いたします。

3月8日会議に上程される議案につきましては、先ほど総務課長からもご説明のありましたとおり、議案第62号から第68号及び報告第9号、第10号の9件であります。

補正予算議案6件、その他議案1件、報告2件を追加上程させていただき、各常任委員会に付託をしたいと考えております。

会議日程（案）をご覧ください。

会議日程及び議案の取り扱いについては、3月8日に会議を開きます。会議録署名議員の指名の後、議案第62号から第68号及び報告第9号、第10号について一括上程を行い、提案者の趣旨説明の後、議案に対する質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思います。

また、追加議案としまして3月25日の表決後におきまして、人事案件として議案第69号の固定資産評価審査委員会委員の選任について及び諮問第1号から第3号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを追加上程し、提案者の趣旨説明をいただいた後、議案に対する質疑・表決を行います。

なお、この人事案件につきましては、3月8日の会議終了後に全員協議会を開催し、ご説明させていただきます。

また、3月25日の本会議終了後には、再度議会運営委員会を開催させていただいて、3月29日金曜日の会議日程及び議案に対する取り扱いを審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上となります。

○坂倉広子委員長 事務局長の説明は終わりました。

会議日程及び議案の取り扱いについて、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

○坂倉広子委員長 ないようですので、お諮りいたします。

議案の取扱いについては、事務局長の説明のとおり取り扱うに賛成の委員は起立を願います。

（起立全員）

○坂倉広子委員長 起立全員であります。

よって、議案の取扱いについてはそのように決定いたします。

ご協議いただくことは以上です。

議長。

○河村 孝議長 議運の皆さんに賛同いただきましたんで、今回の形はよしとするものであるとは思いますが、特に前回の議運で通した議案第72号から第74号までの取り扱いが今回、専決処分になるというところのお話なんですけれども、本来であれば、もう一度議運を開いて専決処分の報告にし直すということはイレギュラーな形だと思えますね。総務課長もその辺の議会等のルール等々は十分承知のはずだと思うんで、以後こういうことがないように気をつけていただければと思うんですけれども、何かございますか。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○濱口総務課長 イレギュラーという部分がちょっとあれなんですけど、いろいろ取り扱いのほうで当たってみ

たところ、こういうふうな形が書いてありましたので、ちょっとそれで取り扱いのほうを変更させていただき
ました。

ちよつとこちらの上程する部分での誤りがありましたので、はい。

○坂倉広子委員長 よろしいでしょうか。

河村議長。

○河村 孝議長 上程するというところの予定で議運を通過しているわけですよね。

当然、我々その額を知らないわけで、専決処分に値する等々もわからない中で、議運に上程する予定である
というふうに諮って議運の決定事項として一旦決めたものをですね、私、連絡もらったのは昨日の夕方、事務
局長から急遽議運が入りますというところで、そこから私は総務課長の説明も受けなくて、時間がないので皆
さんへ連絡をまわしたということは、私はこれイレギュラーやと思うんですけども。

当然、専決でいきたいということであれば、当初からそのように説明するのが本当の形ではないのかなと私
は思うんですけども、違いますかね。

○坂倉広子委員長 総務課長。

○濱口総務課長 その辺りを言われますと、確かにうちが上程をする専決案件という部分で、ちよつと事務的な
部分で気づきませんでしたし、定期船のほうから数字的な部分で分けなくちゃいけないっていう部分でいろい
ろその辺も迷っていた関係がありまして、ちよつと今回もう全部一遍に、1つの事故なんですけれども、上げ
てしまったっていうのは私どもにちよつとミスがありましたということで、そこは本当に併せてお詫び申し上
げたいと思います。

○坂倉広子委員長 河村議長。

○河村 孝議長 以後、こういうことがないように気をつけていただければと思います。

以上でございます。

○坂倉広子委員長 ありがとうございます。

それではこれもちまして、議会運営委員会を散会いたします。

(午前11時55分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和6年2月28日

議会運営委員長 坂 倉 広 子